

EHS Compliance Service

環境・労働安全衛生コンプライアンスサービス

Green & Blue Planet Solutions の EHS Compliance Service は、
環境・労働安全衛生 (EHS: Environment, Health & Safety) に関する豊富な知見と
タイを中心に積み重ねた実績を活かしたコンサルティングサービスです。
タイ国内ならびに周辺アジア諸国におけるお客様のEHSコンプライアンスをご支援します。



GREEN AND BLUE PLANET
SOLUTIONS

新興国におけるEHS規制強化



環境
Environment



健康・衛生
Health



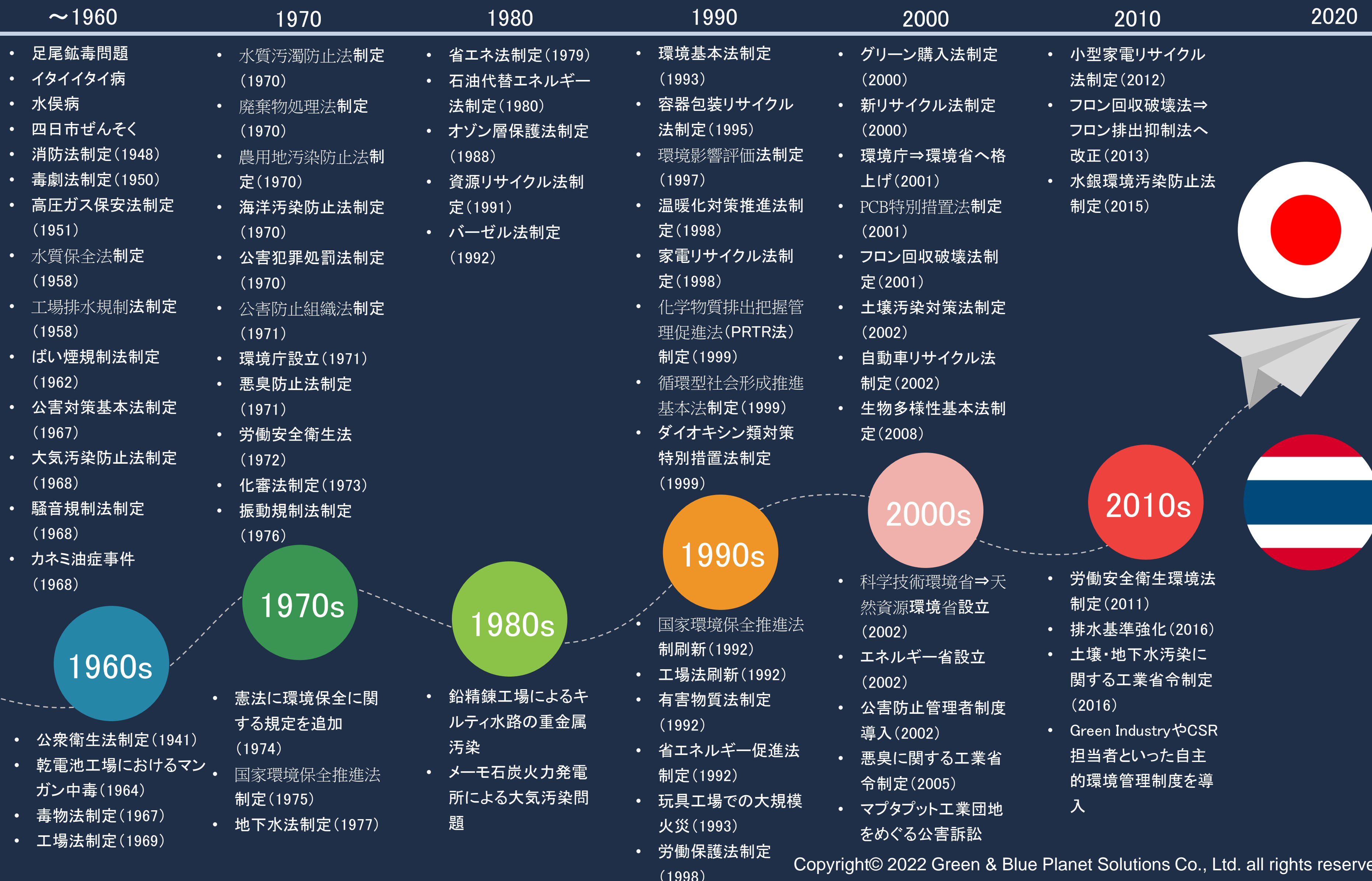
安全
Safety

環境・労働安全衛生（EHS: Environment, Health and Safety）は、企業の持続的成長を支える重要な要素です。


中国やタイ、その他のアジアの新興国でも、経済発展と並行して公害問題が深刻化、これに対応するために環境法令がますます強化されてきています。労働安全衛生の問題もまた然りです。新興国では、経済発展を優先させるがゆえに生じる労働事故や災害が頻繁に起こっており、各国は法整備を進めています。

法令違反は事業の停止や罰金といったペナルティに直結することから、現地法令の最新状況のアップデートおよび順守徹底は重要な経営課題となっています。また、自社あるいは取引先の法令不適合は、サプライチェーンに多大な影響を及ぼしかねず、効果的な管理の重要性に対する認識が世界的に高まってきました。

EHS年表—日本およびタイ王国—




タイの主要なEHS関連法




国家環境保全推進法
天然資源環境省所管

1975年国家環境保全推進法に代わるものとして1992年に制定されたタイの環境基本法。水質汚染や大気汚染、廃棄物管理、騒音、振動、環境影響評価(EIA)などの公害対策全般について規定。




工場法
工業省所管

1969年工場法に代わるものとして1992年に制定。工場の安全確保および環境の保護がその主要な目的。環境管理について多岐にわたる下位法令が制定されており、製造業にとっては非常に重要な法律。




有害物質法
工業省所管

1967年毒物法に代わるものとして1992年に制定。タイにおける有害化学物質管理の法的基盤を構築する法律であり、有害物質の製造・輸入・輸出・保有を規制。工業省を中心に、4省6部局が共同で運用。




公衆衛生法
公衆衛生省所管

1941年公衆衛生法に代わるものとして1992年に制定。暮らしの衛生や環境の健全性、衛生的な環境に関連して、国民を保護することを目的とする法律。



労働安全衛生環境法
労働省所管

労働安全・衛生・環境に対する危険をなくすことを目的として、2011年に制定。雇用者および被雇用者の義務を規定。下位法令にて、機械の安全、電気の安全、化学物質の安全管理等について規定。



省エネルギー促進法
エネルギー省所管

工場や建物、機器装置の省エネ等を規制する省エネ分野の基本法。エネルギー責任者の配置やエネルギー管理システムの構築といった義務と、省エネ製品に対するインセンティブについて規定。

タイの環境・労働安全衛生に関する法律

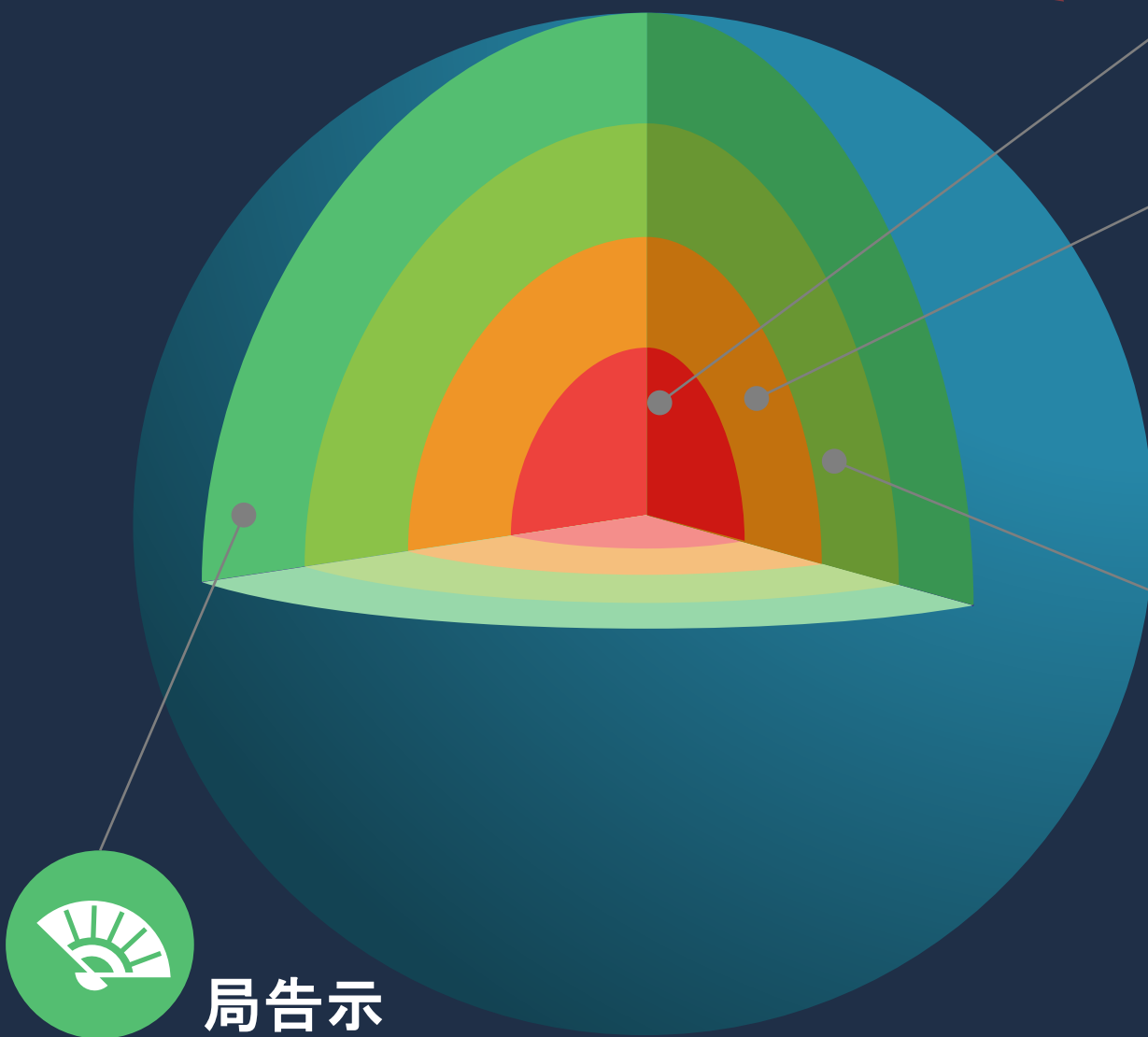
タイにおいては、様々な省庁がその管轄範囲において法律を執行している。法律にはそれに紐づく多数の下位法令が制定されており、事業者は、まず第一にどの法令が自社の事業に適用されるのかをスクリーニングして把握することが必要である。その上で、必要な届出、報告、許認可等の手続きを管轄当局別実施しなければならない。

海外拠点のコンプライアンスを阻む障壁

複雑な法体系と言語の壁

法律は、当該法律に紐づく膨大な数の下位法令により運用。コンプライアンスのためには、幾多の法令を熟知して全体像を把握、対応することが必要不可欠。しかし現地語で公布された複雑な枠組みの法体系の把握は、日本人には非常に困難。

ここに紹介するのはあくまで一部のみ。
他にも数多くの関連下位法令が存在！



工場法(タイ)

1992年制定、2019年改正。工場の安全確保および環境保護を目的としており、製造業にとっては非常に重要な法律。紐づく幾多の下位法令によって、その詳細を規定、運用。



省令

多くの省令により、工場法の枠組みを具体化。以下、代表的なEHS関連の工業省令。

- 工業省令: 仏暦2563年(2020年)工場の区分、種類及び規模の規定
- 工業省令: 仏暦2535年(1992年)第2号
- 工業省令: 仏暦2548年(2005年)工場から発生する排ガス中の臭気に対する基準および試験方法に関する規定
- 工業省令: 仏暦2549年(2006年)工場でのガスの使用、保管、移送及び充填に関する職務実施のための専門知識を有する作業員選任の義務について
- 工業省令: 仏暦2549年(2006年)工場内のボイラー、液体を熱媒体とするボイラーおよび圧力容器に関する安全対策について
- 工業省令: 仏暦2559年(2016年)工場敷地内の土壌及び地下水の汚染管理



省告示

幾多の省告示により、法律が運用されている。以下、工場法に関する代表的な工業省告示。

- 工業省告示: 仏暦2545年(2002年)工場の種類と規模、環境に悪影響をおよぼす廃棄物、汚染物およびその他の物質の排出管理のための手続き、監督者および実務担当者の資格および汚染管理システム監督者の登録について
- 工業省告示: 仏暦2548年(2005年)廃棄物または不要物の処分
- 工業省告示: 仏暦2549年(2006年)産業排ガス基準
- 工業省告示: 仏暦2558年(2015年)工場から排出される汚染物質の種類および量に関する報告書作成
- 工業省告示: 仏暦2560年(2017年)工場排水の排出管理基準



局告示

主に、省告示の運用を補足サポートする。以下、代表的な工業事業局告示。

- 工業事業局告示: 仏暦2556年(2013年)工場の常任環境担当者配置の届出及び届出受理
- 工業事業局告示: 仏暦2551年(2008年)廃棄物または不要なものの管理に関する原則および方法
- 工業事業局告示: 仏暦2559年(2016年)工場から排出される汚染物質の種類及び量の報告書の書式
- 工業事業局告示: 仏暦2560年(2017年)土壌及び地下水のサンプル採取マニュアル
- 工業事業局告示: 仏暦2563年(2020年)工業事業局が承認する工場敷地内の土壌及び地下水の質的検査方法

海外拠点の法令不適合によるリスク

罰則・リスク等

- ◆ 罰金、禁固刑。継続的な場合は累積的に罰金額が増加。
- ◆ 事業の改善命令、停止命令。
- ◆ 環境対応のための想定外のリソース(ヒト、カネ、時間)。事業の遅滞。取引先への影響。
- ◆ 労働疾病、事故、火災や環境影響。
- ◆ 環境汚染時の環境修復、復興費用。

事例紹介(2019)

2016年に、工場からの違法な排水により、タイ中部のメークロン川で大型淡水エイが大量死する事案が発生。2019年、天然資源環境省ら関連当局は、汚染を引き起こした工場に対して、

578万5996.5 バーツ(約2000万円)

の費用および損害賠償金を請求。

内訳:

- 天然資源環境省の調査費用
⇒ 30万6440 THB(約100万円)
- エイ、エビ、貝等の天然資源に対する損害賠償金
⇒ 547万9556.5バーツ(約1900万円)

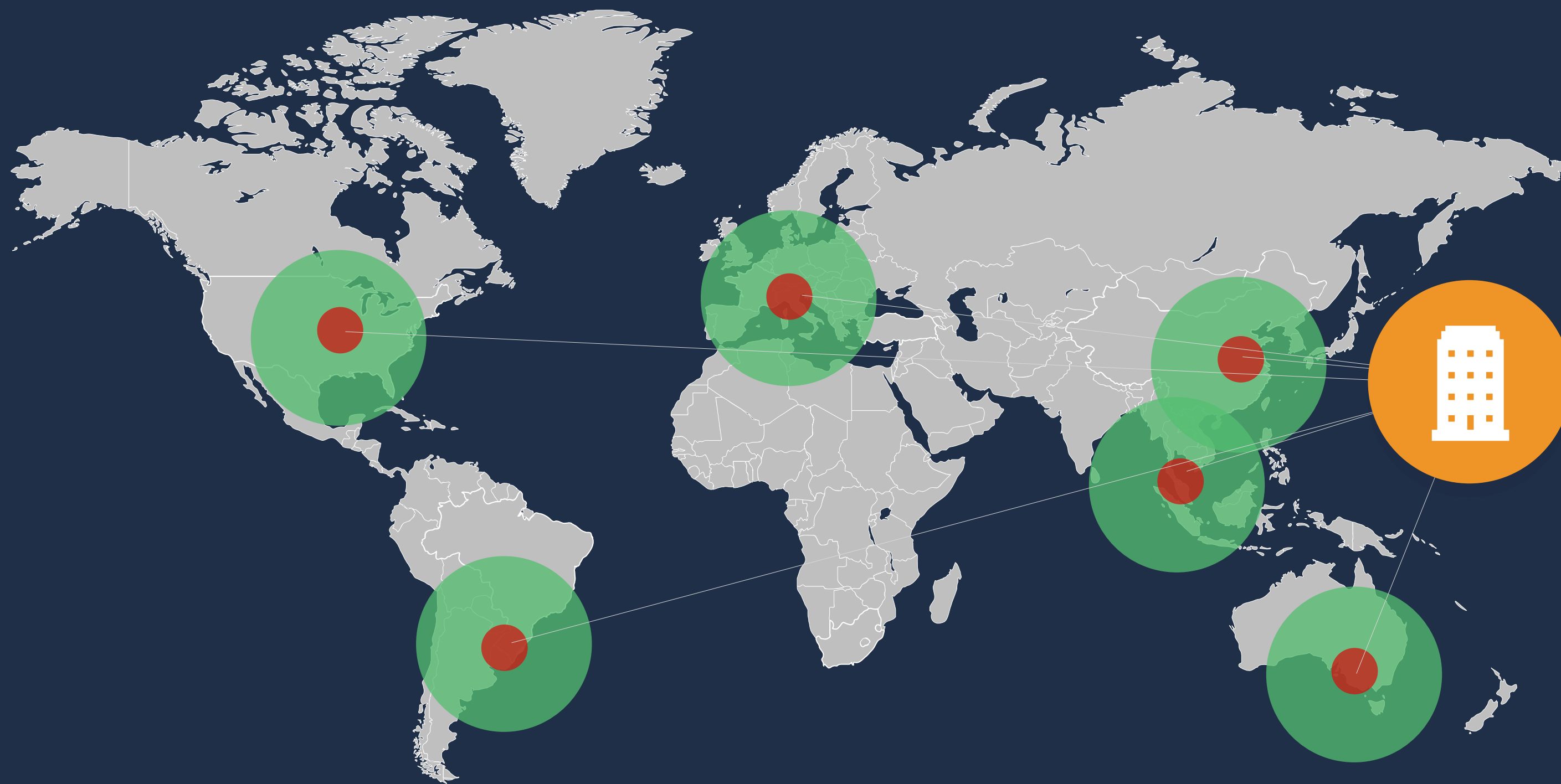


法令違反は、資金・人材・時間等のリソース、ひいては事業計画に大きな影響を及ぼします。

特に、カネで買えない時間の問題は、事業や取引先に多大な影響を及ぼすことがあります。

海外工場のEHS管理に係る先進企業の取り組み

従来の日本企業は、現地拠点まかせ・ローカル担当者まかせの管理体制。現地の状況が把握できず、ガバナンス管理に課題。



先進企業は、本社が主体的に管理・ガバナンス強化を推進。

EHSコンプライアンスは、ESG(環境・社会・ガバナンス)と直結します。
グローバル先進企業は、本社主導で積極的な取り組みを推進しています。

海外工場のEHSコンプライアンス対策

リスク回避のための必須事項

- 自社に適用されるEHS法令を把握できていますか？
- 必要な登録、届出、許可取得等を行っていますか？
- 適切に記録を保管、管理していますか？
- 必要な有資格者がいますか？
- 機械、設備等が法令の基準を満たしていますか？
- 行政・地域住民とのコミュニケーションは取れていますか？

どこから手をつけていいかわからない。。。

多くの企業が抱える課題

～なぜ海外拠点のEHS管理が難しいのか～

- リソースの壁。ヒト、カネが限られている。
- 法令の壁。現地の法体系、法令要求がわからない。何を、いつ、どこに提出するのか？どの有資格者が必要か？わからない。
- コミュニケーションの壁。現地ローカルのEHS担当者とコミュニケーションが難しい。話がかみ合わない。現地日本人マネージャーは他の業務もあり忙しいので、余計な手間をかけさせたくない。
- 言語の壁。届出・許認可等書類が現地語のため、読めない。理解できない。



アジア地域に所在する海外製造拠点のEHSコンプライアンスにお悩みの方は、現地のEHS法令に精通、行政プロセスを理解している弊社までお問合せください。

EHSコンプライアンスパッケージ（SME対象）

中小企業（SME）向けパッケージ

□ EHSCA（EHS Compliance Assessment）実施1回

現在のEHSコンプライアンス状況について情報収集、問題点を把握してレポートを作成します。

□ 改善作業予定スケジュール表の作成

EHSCAの結果を踏まえ、数ヵ月～年単位の改善作業予定表を作成します。

□ EHS顧問アドバイザー業務の提供

改善作業期間に渡り、日本人マネージャーおよび現場担当者に相談対応業務を提供、進捗を管理します。

環境・労働安全衛生コンプライアンスに不安があるご担当者、ISO14001取得に向け準備を進めている経営者の皆様、本サービスをご活用ください。

EHSコンプライアンス監査（グローバル企業向け）



事前準備

お客様との打ち合わせを通して、過去の経緯や現在の状況を把握します。また事前質問表を送付、工場ご担当者より事前回答をお願いします。収集した情報をベースに、適用法令のスクリーニング、法令要求事項の事前確認を行います。



監査当日

工場を訪問し、EHSに関する記録、届出、許認可書類等を確認します。合わせて、現場の実査を行い、現地の法令に照らしてコンプライアンス状況を評価します。



結果報告

監査の結果報告書を作成、提出します。コンプライアンスに懸念がある事項については、根拠法令の解説とともに、改善内容をご提案します。

監査スケジュール（例）

Day 1		Day 2	
9:00	監査前ミーティング ・ 監査の目的の説明 ・ 監査チーム紹介 ・ 工場担当者および事業内容紹介	9:00	引き続き現地確認、担当者ヒアリング、書類確認
10:00	現地確認・サイトツアー	12:00	昼食休憩
12:00	昼食休憩	13:00	監査チーム結果とりまとめ、クロージング報告会準備
13:00	担当者ヒアリング、書類確認	15:00	クロージング報告会、被監査側との意見交換
17:00	1日目作業終了	16:30	終了

サービス導入の効果

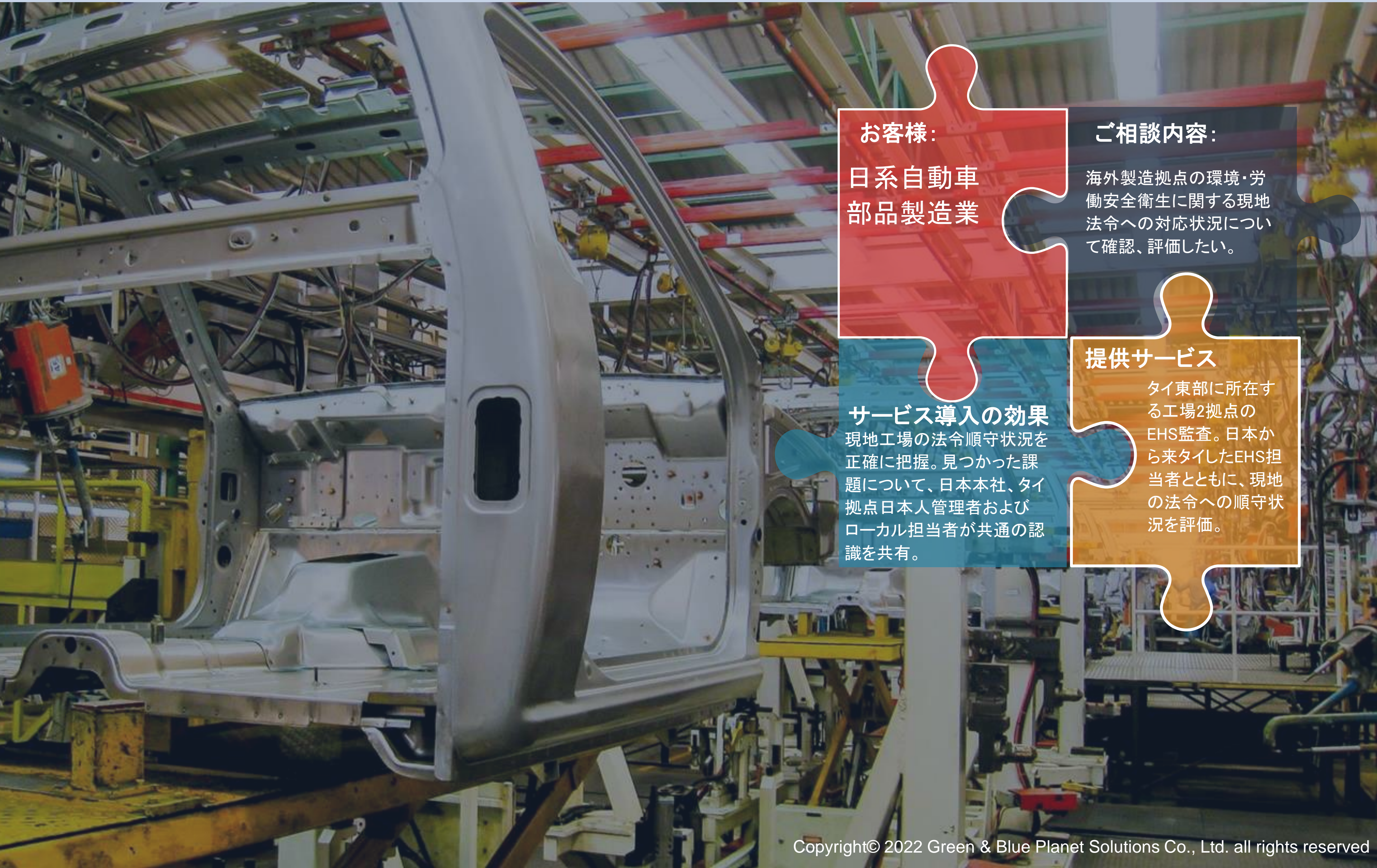
プロジェクト終了後、すべてにチェックが入る状況に。



- ✓ 自社に適用されるEHS法令を把握できていますか？
- ✓ 必要な登録、届出、許可取得等を行っていますか？
- ✓ 適切に記録を保管、管理していますか？
- ✓ 必要な有資格者がいますか？
- ✓ 機械、設備等が法令の基準を満たしていますか？
- ✓ 行政・地域住民とのコミュニケーションは取れていますか？

併せて、日本本社、現地工場日本人マネージャーおよびローカル担当者の知見が向上し、リスク管理・コンプライアンス体制が飛躍的に強化。

サービス導入事例



お客様:

日系自動車
部品製造業

ご相談内容:

海外製造拠点の環境・労働安全衛生に関する現地法令への対応状況について確認、評価したい。

サービス導入の効果

現地工場の法令順守状況を正確に把握。見つかった課題について、日本本社、タイ拠点日本人管理者およびローカル担当者が共通の認識を共有。

提供サービス

タイ東部に所在する工場2拠点のEHS監査。日本から来タイしたEHS担当者とともに、現地の法令への順守状況を評価。

サービス導入事例

お客様:

日系樹脂
コーティン
グ・ライニン
グ事業

ご相談内容:

ISO14001取得に向けて現地のEHS法令を把握、管理体制を整備したい。

サービス導入の効果

日本人管理者およびローカル担当者が共通認識の下で現在の状況を整理し、適用されるEHS法令と今後の課題を把握。ISO14001取得に向けた素材も作成、提供。

提供サービス

EHSコンプライアンスパッケージ。現在の状況について情報収集、問題点を把握し、管理改善に向けた作業計画を策定。

タイEHS規制顧問サービス

契約プラン	何かのときに気軽に聞きたい Aプラン	がっちりサポート Bプラン
料金	月額 3,800 THB (税別)	月額 15,000 THB (税別)
相談時間	～年12時間(月平均1時間程度)	～年48時間(月平均4時間程度)
電話・メール相談	○(月1時間程度)	○(月4時間程度)
オンライン相談	○(月1時間程度)	○(月4時間程度)
訪問相談	△(弊社オフィスへのご来訪は可)	○(遠方の場合は別途交通費請求)
言語対応	日本語・タイ語・(英語)	日本語・タイ語・(英語)
書類のチェック	△	○
簡単な書類の作成	×	○

※ ご契約期間は1年～とさせていただきます。
 ※ 上記プランに限らず、柔軟に顧問契約の内容を決めさせていただくことも可能です。

弊社の日本人およびタイ人の専門家が、お客様の日本人・タイ人現場担当者を日本語・タイ語でサポートします。

担当者紹介

梅山 研一（うめやま けんいち）

グリーンアンドブループラネットソリューションズ（GBP）
Managing Director



経歴

10年以上にわたってタイの環境関連法令の研究＆コンサルティング業務に従事。2016年からタイ現地法人にて、日系製造業を中心に環境労働安全衛生コンプライアンスのためのコンサルティングサポートを提供。現地で日々規制当局との折衝・調整等を行っており、法令の要求および実務に精通。アジア工科大（タイ・バンコク）環境工学修士課程修了。ユネスコ水教育研究所（オランダ・デルフト）環境科学修士課程修了。公害防止管理者（水質1種）。JETROバンコク中小企業等海外展開現地支援プラットフォーム・コーディネーター（2021）。

主な講演実績（外部セミナー）

- ・ タイWEEE法案解説（日系企業経済団体、2021年6月@バンコク）
- ・ タイ化学物質規制解説（日系大手化学品メーカー担当者勉強会、2021年2月@オンライン開催）
- ・ タイ環境法令の最新動向（埼玉県タイサポートデスクおよび東京都立産業技術研究センター共催セミナー・ビジネス交流会、2020年9月@バンコク）
- ・ タイの環境法令と環境影響評価（EIA）制度（日系大手自動車部品メーカー環境担当者勉強会、2019年4月@チョンブリ）
- ・ タイの化学品安全管理に関する情報提供（経済産業省委託事業、2019年3月@カンボジア・プノンペン）
- ・ タイの環境法令と最新の規制動向（埼玉県タイサポートデスク主催セミナー・交流会、2018年10月@アユタヤ）
- ・ タイの環境法令と最新の規制動向（日系大手自動車メーカーグループ環境担当者勉強会、2018年3月@バンコク）
- ・ タイ環境法令の最新動向（JETROバンコク SBICミーティング、2017年3月@バンコク）



GREEN AND BLUE PLANET
SOLUTIONS

グリーンアンドブループラネットソリューションズ
Green and Blue Planet Solutions Co., Ltd.



1031/13 (3rd floor) Phaholyothin Road, Phayathai,
Phayathai, Bangkok 10400 THAILAND



+66 (0)2 1207621



contact@gb-planet.com



<https://jp.gb-planet.com/>

日本や遠方のお客様には、オンラインでの打ち合わせ等対応させていただいております。

お困りのことがございましたらまずはお相談ください。